



第6号
2024年5月 発行

学校に関わるさまざまな

法律・制度について一部紹介します。



【生徒のみなさん】

学校はさまざまな法律や制度によって、生徒のみなさんが安全に安心して日常生活を送れるような仕組みとなっています。しっかりと法律や制度の内容を読んでおきましょう。そして、何か困ったときや必要な場合は一人で抱え込まずに学校や外部機関に相談するようにしてください。

【保護者の皆様】

日頃より杉中学校の教育活動に対する多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。学校はさまざまな法律・制度によって権利や責任、義務が与えられています。本通信内容をご確認いただき、学校教育活動と合わせてご理解とご協力をよろしくお願い致します。

「いじめ防止対策基本法」

（定義） 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念） 第三条 3

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務） 第八条

学校及び学校の教職員は、基本理念のっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

「学校・警察相互連絡制度」

（制度締結の背景）

児童・生徒の非行やいじめ等の問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、平成25年9月に大阪府及び大阪府教育委員会は児童・生徒のいじめや問題行動への対応に関する指針を作成し、これまで以上に警察をはじめとする関係機関との情報交換・情報共有等連携強化の必要性を明記している。更に、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）が成立し、いじめの防止等のための基本的な方針が策定された。その中でも、警察との連携について示されている。そこで、現在、大阪府教育委員会と大阪府警察本部との間で協定している「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」を政令指定都市である大阪市及び堺市を含む、府下全市町村に拡充し、本制度の更なる充実を図る。

（目的）

児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的とする。

（連絡対象事業）

警察→学校 相互連絡の範囲は、連絡対象事業に関する児童・生徒の健全育成に資するため、校長又は警察署長が連絡を必要と認める事項とする。

学校→警察 児童・生徒の非行、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事業とする。

「児童虐待の防止等に関する法律」

（目的） 第一条

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、るとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の早期発見等） 第五条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告） 第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。